

令和2年5月1日

保護者各位

さくら市教育委員会
さくら市小中学校長会

市内小中学校の臨時休業の延長について

新型コロナウイルス感染症対策では、保護者の皆様にはご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言延長の意向により、栃木県知事が県立学校を5月31日(日)まで休校とすることを発表し、県内全市町の小中学校も、臨時休業を同日まで延長するよう要請を受けたことに伴い、市内小中学校におきましても、臨時休業期間を要請どおり5月31日(日)まで延長することにいたします。

つきましては、引き続き子どもたちの学び・心のケアなどについて最善の努力を重ねていきたいと思っておりますので、保護者の皆様におかれましても、度重なる休校延長となりますが、子どもたちの命を守るための取り組みにご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

記

1 延長期間

5月7日(木)から5月31日(日)まで

2 課題の受渡し

中学校：5月7日(木)・8日(金)

小学校：5月11日(月)・12日(火)

3 児童受入

児童の預かりは引き続き同じ条件で実施いたしますが、日中の預かりが過密になることによって、クラスター感染を引き起こす恐れがありますので、在宅勤務が可能な場合や、中学生・高校生の兄弟姉妹がいる場合、近隣に祖父母などがある場合等には、学校預かりを控えてくださるよう再度ご検討をお願いいたします。

4 分散登校

県内外の感染状況を踏まえて、5月25日(月)から分散・時差登校の実施を検討しています。詳細については各学校よりご連絡いたしますので、実施する場合にはご協力をお願いいたします。

5 夏休みについて

休業延長に伴う授業日数確保のため、夏休みは8月1日(土)から16日(日)までとなります。

6 臨時休業期間中の注意事項

- (1) 児童生徒の健康・安全面を考慮し、不要不急の外出は控えるよう、ご家庭での指導をお願いいたします。
- (2) 臨時休業中の詳細については、各校ごとの通知やメール配信に従ってください。
- (3) 校庭は開放しておりますので、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境の下で行っていただきたいと考えます。
- (4) 毎日、朝晩のお子様の体温を測定して、健康観察をするなどの対応をお願いします。
- (5) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある等の場合は、栃木県新型コロナウイルスコールセンター（0570-052-092）に相談してください。